## 千葉市内で発見された化学弾の可能性が高い砲弾の無害化処理等についての 住民説明会(第4回)質疑応答概要

- 1. 開催日時 平成23年9月3日 (土) 10:00~11:30
- 2. 開催場所 千葉市蘇我勤労市民プラザ
- 3. 参加者

(千葉市住民等) 50名

(千葉市の事案に関する現地連絡協議会)環境省、千葉県、千葉市、四街道市

## 4. 概要

環境省及びJFEエンジニアリング(株)から配布資料に基づいてパワーポイントによる説明を行い(45分程度)その後、質疑応答(70分程度)が行われました。質疑応答の概要は以下のとおりです。

- ① 今回、環境省が行う化学弾の無害化処理について、燃焼時間と加熱時間の作業工程上の甘さがあるのではないか。
  - → びらん剤やくしゃみ剤といった化学剤を処理するために必要となる温度や燃焼時間については、海外で処理実績のある加熱燃焼方法に基づいており、また、専門家の方々による指導も踏まえ、設定しております。
- ② 化学弾の無害化処理後に発生するヒ素を含む産業廃棄物について、業者がどのような形で適正に処理するのか。
  - → 無害化処理で発生する産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づいて適正に処分します。無機ヒ素は、通常の産業廃棄物の中にも含まれうるものであり、同法に基づく適正な処理が行われているところです。

無害化処理においては、びらん剤やくしゃみ剤の化学剤としての機能を失わせ、化学兵器として影響を及ぼさないよう処理することを目指していきます。

- ③ 今回の砲弾が発見された民間研究農場周辺の住宅地については調査しないのか。
  - → 化学弾の発見情報や廃棄情報を有する土地については、土地改変をする際、地権者の方から の要請を受け、必要に応じて環境調査を行っています。

民間研究農場周辺につきましては、過去に掘削履歴がない場合は必要に応じて対応させていただければと考えておりますが、その場合においても、建物や舗装、樹木があると金属探査はできませんし、建物等を除去してから探査をするということは現実的ではないことから、土地改変の計画があり、一度更地にして探査が可能な状況がございましたらご相談いただければと思います。

- ④ 化学弾の処理や運搬の際に事故が起きた場合、住民や隣接事業者の事業所内で働いている人たちをどのように避難させるのか。設置場所のすぐ隣にガスホルダーがあり、地震でガスホルダーが爆発し、無害化処理施設に影響を与えないかどうかが心配。
  - → 砲弾は保管容器に入れた状態のまま保管している火薬庫からコンテインメントの中に運搬いたします。その開梱はコンテインメントの中で行いますが、そこで万一砲弾から化学剤が漏えいした場合においても、無害化処理施設の敷地より外に汚染が広がることは考えられませんし、運搬についても安全な移送に配慮するため、周辺の住民や隣接事業者の事業所内で働かれている方の避難想定は不要と考えております。ガスホルダーの爆発に関しても、十分

な距離を確保しており、爆風や火の影響を受けないものと考えております。

- ⑤ なぜ化学弾の無害化処理を民間企業にやらせるのか。自衛隊の爆弾処理班がやるべきではない のか。
  - → 通常の不発弾の回収は自衛隊が行っておりますが、砲弾の処理は民間企業も実施しております。化学弾については政府の方針として環境省が対応を図ることになりますが、砲弾の爆発に対する安全性に関しては自衛隊の方にも確認を頂き、必要な場合は安全化措置をしていただくことになります。
- ⑥ 化学弾の「可能性が高い」というが、なぜ、化学弾と言いきれないのか。
  - → 特定をするためには、砲弾に穴を開けたり切断する等して内部に封入されている内容物を抽出してから分析しない限り化学弾であることは断定できませんが、このような作業を行うことが可能な施設は日本にはございませんし、危険性を伴う作業となります。また、発見された砲弾には土壌が固着しており、外観が十分確認できないものもございますが、それを無理に除去しますと、内容物が漏えいするといったリスクも発生することになります。このようなことを踏まえ、これまで確認されている文献情報や外観等から、各砲弾はきい弾あるいはあか弾に該当する可能性が高いであろうと推定しているところであり、このため、化学弾であることを前提に技術的な検討を行った結果として、今回の無害化処理を実施することと致しておりますので、ご理解いただければ幸いです。
- ⑦ 千葉県が化学弾の廃棄に係る許可する基準を決めようとしている。今回の計画はすでに着工しているが、この許可基準に合致しているのか。
  - → (千葉県) 火薬取締法の許可基準のひとつに、公共の安全の確保があります。それを受け、 新たに本件について基準をつくろうということで、専門家を招き、基準作りを進めています。廃 棄許可基準案に関するパブリックコメントを今HPに出していますが、千葉県としても安全 かつ確実の処理を進めていくのを見極めるため基準作りを進めています。
- ⑧ 今年の6月20日に学術会議の報告があり、リスクの懸念、住民の理解といった点について、 重要な提言をしており、これについてはどう考えるか。
  - → 学術会議に書かれている個々の内容に関しては、あくまでも一つの考え方であり、必ずしも そのやり方に限られるものではないと考えますし、社会に適用可能な完成された技術である のかどうかについては詳細を把握しておりません。環境省と致しましては、別途、専門家の 助言や指導を受けながら無害化処理事業を進めているところです。
- ⑨ 住民説明会の位置付けが分からない。多くの反対意見があるにも関わらず作業を進めているが、説明会はただ住民の声を聞く場なのか。また議事録が出ていないようだが。
  - → 住民説明会は本事業の安全性等について十分に説明させていただく機会と考えており、引き 続き皆様の疑問に答えていくよう努力したいと考えております。議事録については質疑応答 概要をHPで公開しておりますのでご参照ください。
- ⑩ 化学弾は日本の戦争時に作られたものであり、このような恐ろしい化学弾を捨てたという責任 が国にはあるはずであり、この問題について見解を聞かせてほしい。
  - → 環境省といたしましては、砲弾の処理について、この説明会でしっかりと説明させていただき、皆様 のご理解を得たいと考えておりますところでございまして、砲弾の遺棄に関する責任論については 本説明会の中で取り上げるものではないことをご理解いただきたいと思います。

- ① 環境省の説明だと、化学剤を無害化処理すると有機ヒ素が無機ヒ素になり、反対に毒性が強くなるが、これについてどう考えるのか。
  - → 一般的には無機ヒ素の方が毒性が高いとされておりますが、取扱いがより困難な化学剤としての有害性を除去するために、有機ヒ素化合物である化学剤をきちんと処理し、化学兵器としての危険性を失わせたいと考えております。
- ③ 無害化処理施設の設置工事を7月1日に着工したとあるが、経緯を教えてほしい。
  - → 平成23年度内に処理を終了し、施設を撤去するという全体工程に基づき、関係者と調整の上、着工時期を7月1日と決めさせていただいたところです。
- ※ 以上の他に、行政側にはもう少し高い危機管理意識を持って説明してほしい、将来的には国として、化学弾とか通常の不発弾とかを区別せず、戦後処理をどうするかということについて、対策案を出してほしい、等といったご意見・ご要望がございました。

(以上)